

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）

管 理 計 画 書



平成22年6月1日

中国四国地方環境事務所

目 次

1 管理計画区の概況	
(1)瀬戸内海国立公園の概況	… 1
(2)管理計画区（愛媛県地域）の概況	… 1
(3)瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の公園区域の指定及び公園計画の変更に係る経緯	… 2
2 瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の管理の基本方針	
(1)多島海景観の保全と展望利用の推進	… 3
(2)海上からの風景の保全及び海と島の特性を活かした利用の推進	… 3
(3)白砂青松の風景の保全	… 4
(4)学術的にも貴重な照葉樹林の自然植生の保全	… 4
(5)浅海域の自然環境の保全と適正利用の推進	… 4
(6)歴史的景観・人文景観の維持	… 4
(7)地域における保護管理体制の構築	… 4
(8)瀬戸内海国立公園に関する情報収集と発信	… 5
3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な公園利用の推進に関する事項	
(1)地区の設定	… 6
(2)各地区に共通する保全・整備方針	… 8
(3)各地区の保全・整備方針	… 9
① 佐田岬・金山出石寺地区	… 9
② 松山・忽那諸島地区	… 11
③ 来島海峡地区	… 14
④ 東予地区	… 18
⑤ 芸予諸島地区	… 21
4 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項	
(1)行為許可の取扱に関する事項	… 30
(2)公園事業の取扱に関する事項	… 36
(3)施設計画及び公園事業執行状況一覧	… 41

5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項	
(1) 利用者の指導に関する事項	… 43
(2) 地域の美化修景に関する事項	… 43
(3) 各種団体との連携に関する事項	… 44
(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項	… 44
(5) ユニバーサルデザインの導入	… 45
(6) その他事項	… 45
別紙 1 濑戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針	… 47
別紙 2 濑戸内海国立公園（愛媛県地域）内マリーナの取扱方針	… 48
別紙 3 「自然公園における法面緑化指針（案）」	… 49
別紙 4 修景緑化樹種一覧表	… 50
別紙 5 関係法令一覧表	… 54
参考 1 管理計画の趣旨	… 56
参考 2 指定植物一覧表	… 57
参考 3 国内希少野生動植物種及びレッドリスト記載種	… 59
参考 4 国及び県指定の史跡名勝天然記念物	… 60
参考 5 管理計画検討会名簿と検討経緯	… 61

1 管理計画区の概況

(1) 濑戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景、伝統的集落・社寺仏閣や段々畠等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後、昭和25年の第1次拡張、昭和31年の第2次拡張等により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を併せた陸域面積は、66,934ha（平成21年1月末現在）に渡り、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県に及ぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる地域住民の一部都市地域への移動と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畠の造成、森林・海浜部における松枯れ等によってもたらされた自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土から海によって隔てられた島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象（視対象）としてだけではなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

(2) 管理計画区（愛媛県地域）の概況

① 自然

愛媛県地域は、瀬戸内海の西部に位置し、地形的な特徴から芸予諸島、防予諸島などの島嶼群とあまり島の分布が密でなく一定の広がりをもった「灘」と呼ばれる海域に分けられる。景観から見ると、芸予諸島、忽那諸島等の多島海景観、来島海峡、船折瀬戸等の潮流景観、唐子浜・桜井海岸等の白砂青松の海浜と、これらを望む近見山、出石山等の山地より構成されている。

地質については、中生代の多種多様な岩石が分布している。島嶼部の島々には、主として花崗岩類が分布しており、鷲ヶ頭山・積善山等の急峻な山地は熱変成岩類で構成されている。一方、興居島の小富士等の独立峰は安山岩の岩頸である。青島は、砂岩・泥岩で構成されているが、出石山・佐田岬半島には塩基性（緑色）片岩・泥質（黒色）片岩が分布している。

古くから人々が薪炭材確保のために森林伐採を継続してきたことや、瀬戸内の乾燥した気候下で、森林火災が発生してきたことから、植生はアカマツの二次林であったが、燃料革命以降の森林伐採の減少や、近年のマツクイムシの被害によるマツ林の減少等からクスノキ、スダジイ、モチノキ等の照葉樹林に遷移しつつある。動物では、ニホンジカ、イノシシ、ホンドタヌキ、ニホンザル等のほ乳類、ウミウ、アオサギ、ミサゴ、ハヤブサ、サシバ等の鳥類が見られる。また、干潟や海域では、生きた化石とも呼ばれるカブトガニや小型のイルカで生息域の北限が日本であるスナメリ等の希少動物も見られる。

② 文化・社会

芸予諸島、防予諸島の島々では、段々畠や漁港集落が多く見られ、多島海とあいまって瀬戸内海の特徴ある景観を醸し出している。

また、小島の明治時代に構築された要塞跡、能島と来島の村上水軍3島の城跡、金山出石寺なども見られ歴史的景観を呈している。

亀老山やカレイ山等からの多島海景観の展望、姫原海岸や桜井海岸での海水浴・海釣り等の海洋レクリエーション、ドライブ等の利用を中心に、年間約239万人（平成18年度）の利用となっている。

当該地域は、昭和25年5月に陸域から多島海景観を望む近見山、波止浜、島から海を望む大三島等が指定され、その後、昭和31年5月には多島海景観地である芸予諸島、防予諸島の島嶼と西宇和郡伊方町（佐田岬）から西条市（大崎ヶ鼻）にかけての瀬戸内海沿岸部の一部とそれら周辺の海域が編入され、ほぼ現在の公園区域となった。

当該地域も他の瀬戸内海国立公園同様、昭和30年代に始まる臨海部の工業地域化、漁港、港湾の近代化、集落の都市化のほか、平成11年完成の本州四国連絡橋の架橋により、景観の質や利用動態に著しい変化が生じたため、平成17年3月に公園計画の全般的な見直し（再検討）を行った。

（3）瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の公園区域の指定及び公園計画の変更に係る経緯

① 公園区域

昭和25年5月18日 公園区域の指定

昭和31年5月1日 公園区域の追加指定

平成17年3月28日 再検討による公園区域の変更（埋め立てにより不明確となった箇所の明確化）

② 規制計画

昭和32年10月23日 特別地域の指定

平成17年3月28日 再検討による特別地域の変更

③ 施設計画

ア 集団施設地区

昭和31年6月15日 指定（波止浜）

昭和32年10月23日 計画決定（姫原）

昭和40年3月19日 計画決定（東予）

平成17年3月28日 再検討による計画変更（姫原、東予）、区域及び名称（波止浜→近見山）並びに計画の変更

イ 単独施設、道路、運輸施設

昭和27年10月13日 波止浜園地の計画決定

昭和29年2月18日 小島桟橋の計画決定

昭和32年10月23日 単独施設、道路、係留施設の計画決定

昭和37年4月9日 糸山線道路（車道）の計画決定

昭和37年12月25日 近見山登山線道路（車道）の計画決定

昭和39年6月13日 桜井海岸線道路（車道）の計画決定

昭和41年12月14日 笠松山駐車場、笠松山線道路（車道）の計画決定

昭和45年4月11日 法王ヶ原園地、法王ヶ原宿舎の計画決定

昭和51年6月2日 桜井海岸線道路（歩道）の計画変更

昭和56年7月11日 四国自然歩道線道路（歩道）の追加による歩道計画の変更

平成17年3月28日 再検討による計画変更

2 濑戸内海国立公園（愛媛県地域）の管理の基本方針

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）の「目指す瀬戸内海国立公園の姿」を次のとおりとし、その実現のために（1）以下の事項を推進していくこととする。

- ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
- ・生物多様性が適切に保全されていること。
- ・海と島の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
- ・訪れる人々の心が癒される空間であること。
- ・地域の人々が誇れる空間であること。
- ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。

（1）多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に「感動すること」が、「保全意欲の源ともなり得る」という観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のための適切な植生管理等や展望地そのものの魅力増進に努める。また、利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素（島嶼、岬、鼻、海、集落等）の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外觀を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋め立てを厳に抑制する。
- ④ 「見せ方の工夫」を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、それらに関する利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等（「関係行政機関、地元関係者、有識者、N P O」以下同じ）と進める。

（2）海上からの風景の保全及び海と島の特性を活かした利用の推進

瀬戸内海の風景評価の基となった、海上から眺める島嶼、岬、鼻（岬と同義、西日本では鼻と呼ぶことが多い。）等の景観、時間とともに移り変わる夕景・夜景や潮流、特色ある島内の奇岩・巨岩、巨樹、歴史的建造物や伝統的集落、ハマヒサカキやイブキ群落、その島の風景として定着し特徴づけられてきた植生、島の伝統料理や伝統行事など、海と島らしさを特徴づける「要素」の保全、及びそれらに関する情報提供、島間・島内の交通の便の向上等、瀬戸内海の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用を推進する。

- ① 眺望対象となっている島の外觀（概觀）を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ② 海岸の伝統的集落景観を保全するため、関係機関等と協力して、地域における合意形成に努める。
- ③ 離島の島間移動、島内移動手段について、公園利用者に向けた関連情報の提供に努め、利用を推進する。
- ④ 海とふれあう利用形態に関する情報を利用者に提供する。
- ⑤ 関係機関等の協力も得ながら、海と島の特性を活かしたエコツアーや利用メニューの開発に努め、これらに関する情報を利用者に提供し、利用を推進する。
- ⑥ 関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。

(3) 白砂青松の風景の保全

- 砂浜減少の原因を踏まえつつ維持に努めるとともに、マツ林の適切な保護、管理を促進する。
- ① 砂浜及びマツ林の衰退原因解明に努めるとともに、管理者に適切な対策を働きかける。また、必要な支援策を検討する。
 - ② 関係機関等と連携して適切なマツ枯れ被害防除に努める。
 - ③ 砂浜及びマツ林の景観・生態系の連續性を維持するため、これらを分断する工作物の新築、土地の形状変更等を抑制する。
 - ④ マツ林の適切な管理が維持されるよう管理者に働きかけるとともに、必要な対策を講じる。

(4) 学術的にも貴重な照葉樹林の自然植生の保全

自然改変の歴史が長く、アカマツやツツジ類が見られる二次林の発達する瀬戸内海地域において、海岸沿いに点在するウバメガシ林や寺院に残るシイ・カシ林等の特色ある照葉樹林で、わずかに残された自然植生の保全を図るため、これらの改変行為を極力抑制する。

(5) 浅海域の自然環境の保全と適正利用の推進

埋め立て、護岸等により減少している自然海岸、干潟、藻場の自然環境を維持又は再生するとともに、これら浅海域の生態系を踏まえた持続可能な利用システムの構築を、関係機関等の協力のもと進める。

- ① 多島海景観を改変するような自然海岸、干潟、藻場の埋め立てを抑制するとともに、それらの適切な再生を関係機関等と連携して推進する。
- ② 持続可能な利用システムの構築に向けて、浅海域の生態系調査、景観調査等を関係機関等の協力のもと進める。
- ③ カブトガニやスナメリ等の瀬戸内海を特徴づける希少動物や希少海浜植物の生息・生育環境を保全するための調査を地方公共団体、民間団体、専門家、地域住民などの多様な主体の連携のもと進め、調査結果を活用し埋め立ての抑制、生息・生育環境の再生等を推進する。
- ④ 関係機関が連携し、シーパトロールを行う等、海域へのごみの不法投棄、船舶による油流出等の海洋汚染を未然に防止し、発生の際は、海上保安庁等と連携して迅速に対応する。
- ⑤ 瀬戸内海の景観を損なっている漂着ごみ、海底ごみ、漂流ごみについては、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等が協力・連携して、発生源対策や効率的な回収方法、回収制度の検討、リサイクル等の対策を講じるとともにクリーンアップ作戦等による処理を推進する。

(6) 歴史的景観・人文景観の維持

点在する史跡、現在でも人々の暮らしと結びついた風景、地域を特徴づける歴史的景観・人文景観を維持・活用できる社会を、関係機関等と連携して構築する。

(7) 地域における保護管理体制の構築

地域住民が、その地域の自然環境や伝統的な集落等が一体となった風景に誇りを持ち、自立的にそれらを保全し適正に利用できるよう、適切な支援を行うように努める。

(8) 濑戸内海国立公園に関する情報収集と発信

瀬戸内海を見るだけではなく、学べるよう、各主体が拠点の整備や改修を図るとともに、自然景観や人文景観等に関する情報収集、ホームページ等の活用による情報の共有を図り、マスコミ、観光協会、NPO団体等をはじめ国や関係自治体等が協力して、恒常的に瀬戸内海国立公園についての情報発信、PRを行い利用の促進を図る。

また、当所において実施している、展望地の現況を調査する展望地カルテの結果を活用し、瀬戸内海国立公園についての調査情報を積極的に発信する。

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 地区の設定

一層のきめ細やかな保全・管理を実現するために、利用状況、地理的条件及び行政区域も考慮しつつ、瀬戸内海国立公園愛媛県地域を下記5つの管理計画区に区分し、風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び適正な公園利用の推進に関する事項をまとめる。

① 佐田岬・金山出石寺地区

ア. 佐田岬 イ. 金山出石寺

② 松山・忽那諸島地区

ア. 中島 イ. 興居島 ウ. 鹿島

③ 来島海峡地区

ア. 鴨池・宮崎 イ. 大角鼻 ウ. 波止浜・糸山 エ. 近見山

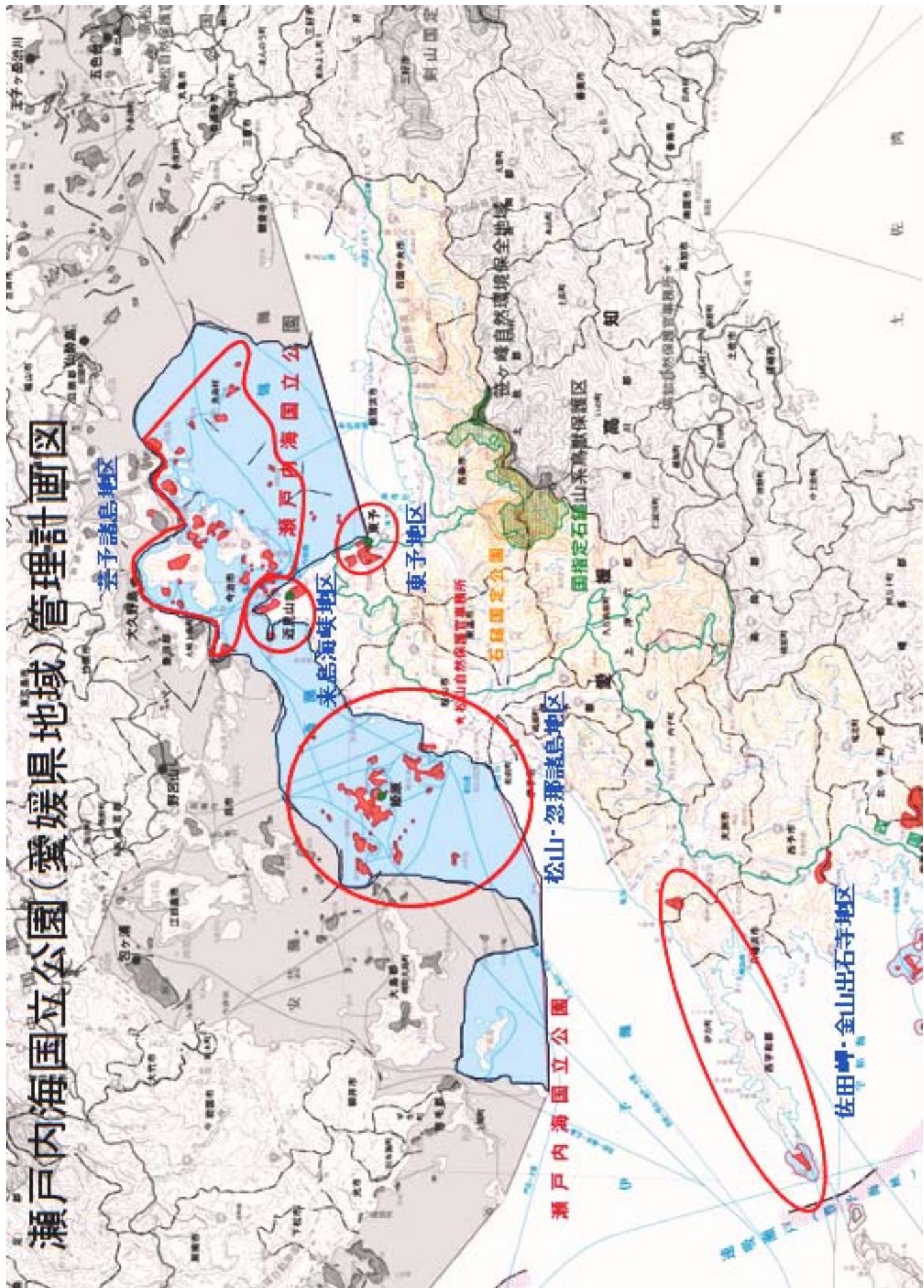
④ 東予地区

ア. 東予 イ. 笠松山 ウ. 唐子浜

⑤ 芸予諸島地区

ア. 観音崎 イ. 大島 ウ. 能島・船折瀬戸 エ. 伯方 オ. 大三島
カ. 岩城 キ. 生名 ク. 弓削 ケ. 魚島

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画図



(2) 各地区に共通する保全・整備方針

各地区に共通する保全・整備方針は次のとおりとする。

- ① 公園景観保護の観点から、工作物の新築、樹木の伐採、土地の改変等、公園の資質を低下させる行為については、支障が小さくなるよう指導する。
- ② 老朽化もしくは損壊した施設や廃屋、休憩所、看板、ベンチ等については改修・撤去の対応がなされるよう指導する。
- ③ 多くの人が、多島海景観の好展望地、探勝・休憩等の多様な目的で利用できる園地に訪れるよう、普及啓発及び維持管理に努める。
 - ア 誰にでもアクセスの容易な展望地の情報や、交通手段が限られている地域へのアクセス情報、新たな見所や利用形態について、利用者への情報の発信に努める。
 - イ 関係機関等と協力し、地域の特性を活かした利用メニューの開発及び利用者へ利用方法に関する情報の発信に努める。
 - ウ 樹木が眺望景観を阻害している場所（特に展望園地、遊歩道先端部展望地）については、現在の利用状況及び地元住民の意向を踏まえたうえで、樹木の伐採・剪定による展望の確保を検討する。また、伐採後、再び展望が阻害されることのないように、地元で展望を維持していくための維持管理体制を確立する。
 - エ 清掃や施設の維持管理の実施について、利用上支障が生じないよう事業執行者との連携を図る。
 - オ 事業執行者、関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。
- ④ 放棄竹林、耕作放棄地については適切な管理がなされるよう関係機関等と協力して所有者に働きかける。

(3) 各地区の保全・整備方針

① 佐田岬・金山出石寺地区

ア. 佐田岬（伊方町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 佐田岬は、四国最西端に位置し、日本最大の断層である中央構造線の南縁にあたり、背後に急峻な山地が迫る地形である。 展望台からは宇和海や瀬戸内海、遠くは大分県の佐賀関等が眺望でき、豊予海峡と岬、灯台がひとつの景観を構成する展望地である。 急峻な地形の岬周辺は、海岸特有のハマボッス、ボタンボウフウ、ハマゴウ、ハマナタマメ等の海浜植物群落が発達している。 風衝地には、ハマヒサカキの低木林が発達し、強風により平伏屈曲した樹形を示している。</p> <p>(2) 保全戦略 海浜植物群落の保護に努め、盗採、踏み込み防止等必要な措置を講ずるため、地元と協働して維持管理に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 眼下に豊予海峡を見下ろす佐田岬半島先端で、展望、散策、野鳥や動植物の観察、キャンプ、海水浴、魚釣り等の利用がなされている。</p> <p>(2) 利用戦略 展望台における眺望の確保、植物群落等の案内板の整備、地滑りで利用出来なくなっている駐車場の確保、灯台までの歩道の維持管理に努める。</p>
3. 目標	海浜植物群落と豊予海峡を一望出来る景観が保全され、かつ、その魅力が最大限發揮され人々が訪れる魅力ある展望地。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	佐田岬園地（愛媛県、伊方町）
6. その他	地元小学生の野外活動として手作りの標識等が設置されている。

駐車場から佐田岬灯台と豊予海峡を望む



イ. 金山出石寺（八幡浜市、大洲市）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>金山出石寺は、標高 812 mの出石山山頂に位置し、山腹は急峻で山頂の平坦地は金山出石寺境内となっている。</p> <p>樹齢約 500 年のスギの老木、根回り 11 mのカツラ、ケヤキ、アカガシ等の巨木と金山出石寺とが一体的景観をなしている。</p> <p>また、展望地からは、伊予灘や佐田岬、遠くは九州を眺望できる。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>歴史的建造物とスギの老木、カツラの巨木などが一体となった景観の保全に努める。</p> <p>特に境内に生育するスギの老木は、保全するよう所有者に働きかける。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>金山出石寺は、弘法大師ゆかりの 1300 年の法燈を伝える名刹であり、真言宗御室派別格本山として、一年を通じて多くの参拝者が訪れる。</p> <p>ハイキング・自然観察に訪れる人も多い。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>整備にあたっては、利用者の安全に留意し、修景や案内板等最小限とし、大規模な整備は行わない。</p>
3. 目標	<p>歴史的建造物[※]と自然景観が、適正に保全され、両者を一度に楽しめる魅力ある展望地。</p> <p>(※) 金山出石寺の銅鐘が国指定重要文化財に指定。同寺は県指定の名勝、木造釈迦如来座像が県指定有形文化財に指定。</p>
4. 指定地域	第 2 種特別地域
5. 公園事業	
6. その他	



金山出石寺の叢林

② 松山・忽那諸島地区

ア. 中島（松山市中島）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>中島は、伊予灘東部の松山沖約 10 kmに位置し、昔の面影を残す集落や柑橘栽培、水軍にまつわる史跡等、離島ならではの景観が残されている。また中島の大串海岸や姫原海岸には美しい砂浜があり、展望地からは、伊予灘、周防大島、中島南東約 10 kmに浮かぶ興居島、佐田岬等が眺望できる。</p> <p>中島の西約 10km に浮かぶ津和地島の氏神鼻にはカシワの生育が確認され、愛媛県では貴重な自生地となっている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>航行するフェリー航路からの展望対象となっている多島海景観や良好な自然景観の保全に努める。</p> <p>津和地島氏神鼻のカシワ自生地の保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>離島ならではの雰囲気を楽しむことが出来る島として、ハイキングや釣り、海水浴等の利用がなされている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>展望、自然探勝、海水浴等の利用のため、眺望の確保や老朽化した施設の再整備に努める。</p>
3. 目標	多島海、自然海岸の景観が保全され、散策、休憩、自然観察と海水浴、釣り、キャンプ等、多目的な利用ができる、人々が集う魅力ある場。
4. 指定地域	第1種特別地域、第2種特別地域、普通地域
5. 公園事業	<p>中島大串海岸線道路（歩道）（愛媛県）</p> <p>姫原海岸線道路（歩道）（愛媛県）</p> <p>姫原園地（愛媛県）</p> <p>姫原野営場（愛媛県）</p>
6. その他	昭和 61 年から夏季の一大イベントとなっている中島のトライアスロン大会には選手やボランティアを含めて約 1000 人が全国から参加する。



姫原園地（姫ヶ浜海岸）

イ. 興居島（松山市興居島）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 興居島は、松山市西側沖合約 2 kmに位置している。 各展望地からは伊予灘、忽那諸島、斎灘等の多島海景観や瀬戸景観が眺望できる。 海岸沿いにはホルトノキ、ヤブニッケイ、サカキ、ヤブツバキ等の中予地方島嶼部における代表的な暖帶海岸樹林が見られる。</p> <p>(2) 保全戦略 興居島から望まれる忽那諸島の多島海景観の保全に努める。 また、中予地方の島しょ部の暖帶海岸樹林の保護・維持管理に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 忽那水軍の島であった歴史や、神社等島独自の史跡や文化財が保全され、展望、散策、休憩、自然観察の場として利用されている。</p> <p>(2) 保全戦略 展望地や歩道が安全快適に利用出来るよう維持管理に努め、老朽化した施設の改修、展望地からの眺望確保に努める。</p>
3. 目標	斎灘、伊予灘の多島海景観の眺望と暖帶海岸樹林が保全され、散策、休憩や自然観察を満喫できる魅力ある島。
4. 指定地域	第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
5. 公園事業	たかとやま 高戸山園地（愛媛県）
6. その他	県指定無形文化財の船踊り

高戸山展望台から南側の展望



ウ. 鹿島（松山市北条）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>（1）概況</p> <p>鹿島は、松山市北条の西方約400mに位置し、クスノキ、シロダモ、タブノキ、トベラ等の照葉樹林の中にクスドイグ、サカキカズラ等の南方系植物が、また頂上付近にはイブキが見られるほか芸予諸島、忽那諸島が眺望出来る。</p> <p>また、県指定天然記念物の野生のニホンジカが数十頭生息している。</p> <p>（2）保全戦略</p> <p>鹿島の頂上から望まれる芸予諸島、忽那諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、鹿島南方系植物や照葉樹林及び野生のニホンジカの保護に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>（1）概況</p> <p>一年を通して多島海景観の眺望、散策、魚釣り等に利用され、キャンプや海水浴利用も多い。</p> <p>特に、春季と秋季の鹿島神社例祭には、約4,500人が訪れる。</p> <p>（2）利用戦略</p> <p>鹿島神社の文化的資源等を巡る自然観察路、解説標識の整備を検討するとともに、既存周遊道周辺の山腹斜面が不安定であるため、利用者の安全確保を図る。</p> <p>また、眺望確保のため山頂展望地周辺の定期的な修景に努める。</p>
3. 目標	多島海景観と鹿島神社等の文化的資源が適正に保全され、散策、休憩、自然観察、釣り、海水浴、キャンプ等自然体験と文化的資源探訪を満喫できる魅力ある島。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	鹿島園地（愛媛県、松山市）
6. その他	



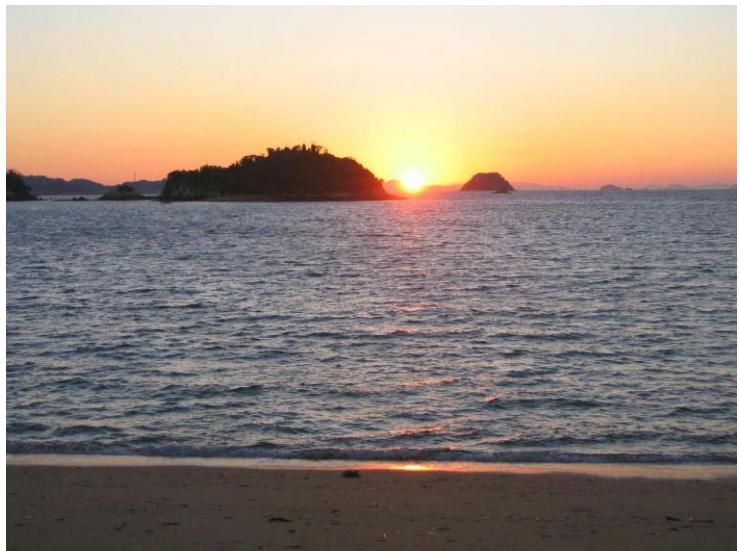
鹿島の野生のニホンジカ

③ 来島海峡地区

ア. 鴨池・宮崎（今治市大西町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>鴨池は、今治市の北西部に位置し、ハマエンドウ、ハマヒルガオ等の海浜植物が群生する白砂海岸と眼前に浮かぶ怪島、弓杖島等の多島海景観の展望地となっており、特に夕日を眺める絶好のロケーションとなっている。頂上部にある展望地からは、忽那諸島、安居島、芸予諸島等が眺望できる。</p> <p>宮崎は鴨池の北側に位置し、御崎神社の参道沿いに幹周り 250cm のヤマモモの大木が約 300 m 続き、今治市の天然記念物に指定されている。</p> <p>七五三ヶ浦海岸は海水浴に利用されているが、恒常にゴミが漂着している。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>鴨池から望まれる怪島、弓杖島を中心とする忽那諸島や芸予諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、鴨池の海浜植物及び宮崎地区のヤマモモ群落の保全に努める。</p> <p>さらに、鴨池海岸や七五三ヶ浦海岸の漂着物の処理等海岸清掃を地元等と検討し、良好な海岸保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>海水浴、多島海景観の眺望に利用されている。</p> <p>北端の鳶鳥山（標高 70 m）には展望台があって多島海景観の眺望、自然散策等に利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>鳶鳥山園地からの眺望確保と歩道等利用施設の安全確保に努める。</p>
3. 目標	多島海景観の眺望と海浜植物等が保全され、散策、休憩、海水浴、自然観察等の自然体験ができる自然環境豊かな展望地。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	鳶鳥山園地（愛媛県、今治市）
6. その他	

鴨池の夕日



イ. 大角鼻（今治市波方）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>大角鼻は、高縄半島の先端に位置し、海岸部にはセトノジギクやツワブキの群生がみられ、斎灘、芸予諸島、来島海峡（日本3大急潮の一つ）等が眺望できる。また、来島海峡を航行するフェリーからの展望対象となっている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>大角鼻から望まれる斎灘、芸予諸島の多島海景観や来島海峡等の眺望やフェリーからの展望景観の維持に努める。</p> <p>また、高縄半島海岸部のツワブキ等の植生保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>一年を通して、多島海景観の眺望、来島海峡の潮流観察、魚釣り等多くの利用がなされる。海水浴、キャンプ、自然観察等の利用も多い。</p> <p>また、大角鼻の南側に位置する塔ノ峰はサクラ等も植栽され、春には花見に訪れる人も多い。</p>
3. 目標	芸予諸島、来島海峡等の眺望と海浜植物が保全され、散策、休憩、釣り、海水浴、自然観察等の自然体験が楽しめる場。
4. 指定地域	第2種特別地域、普通地域
5. 公園事業	塔ノ峰園地（愛媛県、今治市）
6. その他	



展望台からの斎灘と芸予諸島の展望

ウ. 波止浜・糸山（今治市波止浜）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>波止浜・糸山は、しまなみ海道の愛媛県側の起点に位置し、展望台からは、燧灘、来島海峡、芸予諸島、斎灘等が一望できる。</p> <p>また、来島海峡の潮流を見ることができる。</p> <p>さらに当地区は、来島海峡を航行するフェリーからの展望対象となっている。</p> <p>糸山地区の北側に位置する来島<small>くるしま</small>には来島水軍の城跡が、小島<small>おしま</small>には明治の要塞跡があり、国の史跡に指定されている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>波止浜・糸山から望まれる芸予諸島の多島海景観やフェリーからの展望景観の維持に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>来島水軍城址や明治の要塞跡の遺構を求めて、歴史愛好者が訪れるほか多島海景観眺望、魚釣り、潮流観察等がなされている。海水浴、キャンプ、自然観察等にも利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>糸山地区における利用は、多島海景観の眺望が主体であるが、その他にも自然とのふれあいを促進するため、海岸沿いの歩道整備の必要性について検討する。</p> <p>波止浜地区は、頂上からの眺望を維持するための修景に努める。</p> <p>小島地区は史跡の保存、老朽化した施設の再整備に努める。</p>
3. 目標	芸予諸島、来島海峡の眺望と水軍城址等歴史的遺構が保全され、散策、休憩、自然観察、釣り、海水浴等の自然体験と史跡探訪が満喫できる人々の集う魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域、普通地域
5. 公園事業	<p>糸山線道路（車道）（愛媛県）</p> <p>糸山園地（愛媛県、今治市）</p> <p>波止浜園地（波止浜地区）（愛媛県、今治市）</p> <p>糸山宿舎（民間）</p>
6. その他	



エ. 近見山集団施設地区（今治市近見山）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 近見山（243.7m）は、今治市街地の北部に位置し、島嶼部とともに高縄山系の分離丘陵地となっており、展望台からは、燧灘<small>ひうちなだ</small>、芸予諸島、来島海峡、斎灘<small>いつきなだ</small>等が眺望できる。西南部のなだらかな丘陵には、コナラ等の広葉樹林が生育しているが、展望台の東側には竹林が拡大している。</p> <p>(2) 保全戦略 近見山から望まれる芸予諸島・防予諸島の多島海景観の保全に努める。 また、頂上部からの眺望を阻害する樹木の修景に努めるとともに、放棄竹林の拡大防止対策の検討を進める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 一年を通じて来島海峡の眺望、自然観察、バードウォッチング、野外活動、散策、ハイキング等に利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略 展望台からの眺望の確保に努める。</p>
3. 目標	芸予諸島、防予諸島、来島海峡の眺望と自然環境が保全されており散策、休憩、自然観察等の自然体験ができる人々の集う魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	近見山登山線道路（車道）（環境省） 近見山給水施設（愛媛県） 波止浜園地（近見山地区）（今治市）
6. その他	



近見山展望台からの来島海峡の展望

④ 東予地区

ア. 東予集団施設地区（今治市桜井・西条市河原津）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>東予集団施設地区は、今治市と西条市の市界上に位置し、ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ハマゴウ等海浜植物が群生する海岸を有している。</p> <p>展望地からは、白砂青松の海岸、燧灘、芸予諸島等が眺望できる。</p> <p>また、県指定天然記念物である蛇池の湿地は、サギソウの自生地として有名であり、ミズハナビ、ミズトンボ、ミミカキグサ等の湿生植物が多数生育している。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>展望地からの眺望を阻害する樹木の定期的な修景に努める。</p> <p>また、海浜部のクロマツ林および海浜植物の保全に努める。</p> <p>さらに、蛇池の湿性植物保全のため、湿地内への立入、盗採防止等監視体制の構築に努め、サギソウの補植以外に火入れで遷移を止める等必要な対策を検討する。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>休暇村として整備されており、四国靈場参拝者等一年を通じて利用が多い。</p> <p>特に夏季は、海水浴場や野営施設が多くの利用者でにぎわい、全国的に珍しい桜井の石風呂（洞窟内で柴を燃やし、その熱で蒸し風呂を作る。）も開いている。</p> <p>その他燧灘の静かな瀬戸内海景観の眺望、散策、蛇池の湿地等における自然観察、魚釣り、テニス等の利用も多い。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>適正な利用が図られるよう、遊歩道や老朽化した施設等の維持管理に努める。</p>
3. 目標	白砂青松の海岸、燧灘の静かな瀬戸内海景観の眺望と海浜植物、湿性植物が保全され、利用者が自然とのふれあいを楽しみながら、温泉、海水浴等が手軽に、快適に利用できる場。
4. 指定地域	第2種特別地域・第3種特別地域
5. 公園事業	東予集団施設地区（園地）（環境省） 桜井海岸休憩所（愛媛県） 桜井海岸線道路（歩道）（愛媛県） 四国自然歩道線道路（歩道）（愛媛県） 桜井海岸園地（愛媛県、今治市） 桜井海岸線道路（車道）（愛媛県） 東予宿舎（民間） 東予園地（民間） 東予国民休暇村休憩所（民間）
6. その他	

東予集団施設地区桜井海岸のハマゴウ群落



イ. 笠松山（今治市朝倉）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 笠松山は、東予集団施設地区の西側に位置し、燧灘、来島海峡、芸予諸島の多島海景観等の展望地となっており、観音堂や山城跡等の史跡もある。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1) 概況 一年を通してハイキング、散策、風景鑑賞、史跡探訪等に利用されている。 (2) 利用戦略 展望地、歩道からの眺望の確保に努める。
3. 目標	燧灘、芸予諸島等の多島海景観の眺望と史跡が保全され、自然観察と史跡探訪が一度に楽しめる魅力ある展望地。
4. 指定地域	第2種特別地域、普通地域
5. 公園事業	笠松山園地（愛媛県） 笠松山道路（歩道）（愛媛県） 笠松山駐車場（愛媛県）
6. その他	

展望地からの穏やかな燧灘の展望



ウ. 唐子浜（今治市桜井）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 唐子浜は、今治市の南東部に位置し、燧灘、来島海峡等の芸予諸島が眺望できる約 1.6km の白砂青松の海岸で、ハマゴウ、ハマエンドウ等の海浜植物が群生している。 また、近年、海岸浸食が進むとともに、マツクイムシによるマツ枯被害が拡大している。</p> <p>(2) 保全戦略 海浜植物及びクロマツ林の保全に努める。 漂着物の処理等海岸清掃を地元等と検討し、良好な海岸保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 「日本の渚百選」にも選定されている海岸では海水浴やイベントに多くの利用がある。 また、背後のマツ林は散策やサイクリングにも利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略 海水浴のための施設用地がほとんどないため、駐車場、トイレ、シャワー施設、更衣施設、休憩施設等の確保を検討する。</p>
3. 目標	海浜植物と白砂青松の自然環境が保全され、海水浴、サイクリング等の自然体験により多くの人々が楽しめる場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	四国自然歩道線道路（歩道）（愛媛県）
6. その他	

白砂青松の海岸と海浜植物



⑤ 芸予諸島地区

ア. 觀音崎 (今治市閔前)^{せきざん}

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>観音崎は、今治市の沖合約 17km に浮かぶ岡村島西南部に位置し、観音堂のある半島部にはトベラ、ウバメガシ等の自然林が維持され、歩道沿いにはサクラが植栽されている。</p> <p>展望台からは、来島海峡、芸予諸島、斎灘、忽那諸島等が展望できる。</p> <p>また、亀老山や大角鼻等の主要展望地からの展望対象として、良好な自然景観を保っている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>観音崎展望地から望まれる芸予諸島や忽那諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、四国本土や大崎下島等から望まれる多島海景観の保全のため、半島部一帯の景観保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>多島海景観の眺望、自然観察、海水浴等の利用のほか、観音堂は、地域の人々のふれあいの場となっている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>半島先端からの眺望確保に努める。</p>
3. 目標	多島海景観の眺望が保全され、散策、休憩、自然観察等の自然体験ができる島ならではの特性を生かした魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	観音崎園地 (愛媛県・今治市)
6. その他	



展望台から望まれる斎灘

イ. 大島（今治市吉海町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>大島は、今治市北東沖 7 kmに位置し、西側には来島海峡があり、南部の亀老山 (307.8 m) 園地からは、眼下に燧灘、来島海峡、斎灘が眺望できる。</p> <p>また、南端の山腹に設けられた歩道からは、樹木の間から潮流や来島海峡を行き交う船舶を眺めることができる。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>亀老山園地から望まれる来島海峡の島しょ部の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、四国本土から望まれる多島海景観の保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>亀老山園地は、しまなみ海道の大島南インターチェンジからも近いため、ツアーに含まれることも多く、団体客をはじめ多くの利用者が訪れる。</p> <p>また、歩道は、瀬戸景観の眺望、散策、釣り、自然観察等のほか、この地区の島四国巡礼に利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>亀老山園地周辺における定期的な修景に努める。</p> <p>歩道は、利用の安全に留意するとともにポイントとなる箇所の修景に努める。</p>
3. 目標	芸予諸島、来島海峡の眺望が保全され、散策、休憩、自然観察等の自然体験が気軽にでき多くの人が集う魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	正味名駒線道路（歩道）（愛媛県） 亀老山園地（今治市）
6. その他	



亀老山展望台から望まれる来島海峡の夕日

ウ. 能島・船折瀬戸（今治市宮窪町・伯方町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>能島・船折瀬戸は、しまなみ海道のほぼ中央、大島北部に位置する。宮窪町カレイ山からは燧灘、芸予諸島、斎灘が眺望できる。海岸沿いからは、船折瀬戸や宮窪瀬戸の潮流を観察することができる。また能島は、国の史跡に指定されている村上水軍の城跡があるほか、昭和6年に植えられた約2,000本のソメイヨシノの名所となっている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>伯方島や大三島などから望まれる多島海景観の保全のため、児近島、能島、鵜島等の風致の保全を図る。</p> <p>また、能島のソメイヨシノは樹勢が衰えているため、史跡にも配慮しながらその保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>瀬戸景観の眺望、キャンプ、釣り、サイクリングの他、地元主催で潮流体験が行われております、多くの利用者が訪れる。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>瀬戸景観の確保、史跡等を活用した利用を推進する。</p>
3. 目標	瀬戸景観の眺望と歴史的遺構が保全され、レクリエーションや水軍祭り、和船競争等のイベントを通して自然体験と史跡探訪が満喫でき、人々が集う魅力ある場。
4. 指定地域	第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域
5. 公園事業	
6. その他	



カレイ山展望台から望まれる船折瀬戸

エ. 伯方（今治市伯方町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>伯方は、今治市と尾道市のほぼ中央にあり、島中央部の宝股山や東部に位置する開山からは、芸予諸島の多島海景観や瀬戸景観が眺望できる。</p> <p>宝股山山頂には奇岩や古代高地性遺跡があり、人々に親しまれている。</p> <p>開山では、春季に約千本のソメイヨシノ等が咲き乱れ、多くの利用者が訪れる。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>宝股山や開山から望まれる芸予諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、大三島や生口島等から望まれる多島海景観を保全するため宝股山山頂の奇岩景観、開山のソメイヨシノの保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>一年を通して、多島海景観や瀬戸景観の眺望、散策、自然観察に利用されている。特に開山はサクラの名所で、シーズンには多くの人々が訪れる。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>宝股山は現在、遊歩道を整備中であるが、山腹からの景観に恵まれているので、眺望確保のため修景に努める。</p>
3. 目標	多島海景観や瀬戸景観の眺望、ソメイヨシノと奇岩が保全され、散策、休憩、花見、自然観察等の自然体験ができる場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	開山頂上園地（愛媛県・今治市）
6. その他	



開山頂上園地からの展望（東方の上島町方向）

オ. 大三島（今治市大三島町）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>大三島は、愛媛県の最北端に位置する。島の中央部にある鷲ヶ頭山は、芸予諸島の多島海景観を眺望できる展望地であるが、平成17年に発生した山火事により、展望地から西側の斜面が消失したため、本来の景観が失われている。</p> <p>大山祇神社の西に位置する御串山の北東斜面には、モチノキ、アラカシ、モッコク、タイミンタチバナ等の島嶼部特有の代表的な照葉樹林が発達し、愛媛県の名勝に指定されている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>鷲ヶ頭山から望まれる芸予諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、四国本土や伯方島などから望まれる多島海景観の保全のため鷲ヶ頭山一帯の公園区域内の風致の保全に努める。また、御串山照葉樹林の保護に努める。</p> <p>山火事で被害を受けた箇所は、現在公共団体やボランティア等により植樹等が進められており、継続して行う必要がある。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>史跡探訪、多島海景観の眺望、自然観察、散策、ハイキング等、人々の憩いの場として利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>遊歩道沿いの山火事で焼失した施設や著しく老朽化した施設の改修に努める。</p>
3. 目標	多島海景観の眺望と自然林が保全され、自然と文化が一度に体験でき多くの人々が訪れる魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域・普通地域
5. 公園事業	<p>鷲ヶ頭山園地（愛媛県）</p> <p>宮浦鷲ヶ頭山道道路（歩道）（愛媛県）</p> <p>榎山園地（愛媛県）</p>
6. その他	



展望地から来島海峡と斎灘

カ. 岩城（上島町岩城）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	(1) 概況 岩城は、伯方島の北東に位置し、島中央の積善山山頂からは、燧灘や芸予諸島が眺望できる。また、積善山には、約3,000本のソメイヨシノが植えられている。
2. 適正な利用の推進に関する事項	(1) 概況 積善山山頂（370 m）の展望台からは、360° の眺望ができる。一年を通して多島海景観の眺望が楽しめ、散策や特に春季は花見に多くの利用者が訪れている。 また、山頂ではハングライダーの利用もある。 (2) 利用戦略 老朽化した休憩所、歩道等の施設の再整備に努める。 一部展望台はソメイヨシノにより眺望が遮断されているため、定期的な修景に努める。 また、山頂に通じる車道は幅員の狭いところもあり、部分的な拡幅を検討する。
3. 目標	燧灘や芸予諸島の眺望が保全され、散策、花見等の自然体験が気軽に満喫できる魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	積善山園地（上島町）
6. その他	



積善山の桜と芸予諸島

キ. 生名（上島町生名）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 生名島は、岩城島の東側に位置し、広島県生口島、因島に隣接している。 島の北部にある立石山<small>たていしやま</small>（標高 139 m）は、溶岩台地の独立峰で立石山遺跡や巨石群がある。 また、山頂からは愛媛県から広島県にかけての多島海景観が眺望できる。</p> <p>(2) 保全戦略 立石山展望地から望まれる多島海景観の保全に努める。 また、岩城島や弓削島等から望まれる多島海景観を保全するため立石山一帯の遺跡や巨石群の保全に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 一年を通して、多島海景観の眺望、散策、釣り、史跡探索に利用されている。海水浴の利用もある。</p> <p>(2) 利用戦略 遺跡に配慮し、老朽施設の修繕等維持管理に努める。</p>
3. 目標	多島海景観の眺望や立石山遺跡が保全され、散策、釣り、海水浴等の自然体験と史跡探訪が体験できる魅力ある場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	立石山園地（上島町）
6. その他	



立石山展望地から望まれる多島海景観
(広島県因島など)

ク. 弓削かみしま（上島町弓削）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況 弓削島は、広島県因島に隣接し南側には燧灘が広がっている。島南部の法王ヶ原は、数百本のクロマツが生育する白砂青松の海岸で、愛媛県の名勝に指定されている。</p> <p>(2) 保全戦略 本州や因島等から望まれる多島海景観を保全するため公園区域内の風致の保全に努める。また、海岸の砂浜と背後のクロマツ林の保全に努めるとともに車両進入防止対策を検討する。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況 一年を通して、散策や釣り等に利用されている。また、海水浴やキャンプの利用も多い。ベンチ、標識等の既存施設は、老朽化したものが見受けられる。</p> <p>(2) 利用戦略 老朽化した施設の再整備と海水浴のためのシャワー棟等の整備について検討する。</p>
3. 目標	白砂青松の海岸、燧灘の眺望が保全され、散策、釣り、海水浴、キャンプ等の自然体験を満喫できる場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	法王ヶ原園地（愛媛県） 法王ヶ原宿舎（上島町）
6. その他	



法王ヶ原（白砂青松の海岸）

ケ. 魚島（上島町魚島）

1. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>魚島は、燧灘の中央部に位置し、離島ならではの景観が残されている。島の城山展望台(147m)からは、芸予諸島や四国の山並みが眺望できる。</p> <p>また、魚島群島の一つである高井神島の関道神社には、九州以南に分布する南方系植物の町指定天然記念物シマモクセイ（ナタオレノキ、県レッドデータブック絶滅危惧IA類）が5本確認されており、特異なものとして町指定文化財となっている。</p> <p>(2) 保全戦略</p> <p>城山展望台から望まれる芸予諸島の多島海景観の保全に努める。</p> <p>また、高井神島に自生しているシマモクセイの保護に努める。</p>
2. 適正な利用の推進に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>一年を通して散策や広々とした燧灘の景観眺望、釣り等に利用されている。</p> <p>(2) 利用戦略</p> <p>眺望を阻害している樹木を伐採し、眺望の確保を図るとともに、老朽化した展望台の再整備に努める。</p> <p>また、展望台までの歩道は、急傾斜の所もあり安全のため一部コースの変更を検討する。</p>
3. 目標	広々とした燧灘景観の眺望を確保し、散策、休憩や自然観察の場等の自然体験ができる場。
4. 指定地域	第2種特別地域
5. 公園事業	
6. その他	

高井神島のシマモクセイ
(ナタオレノキ)



4 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項

(1) 行為許可の取扱に関する事項

特別地域に係る取扱については、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成12年8月7日付環自国第448-3号自然環境局長通知）」（以下「細部解釈等」という）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領の全部改正について（平成22年4月1日付環自国発第100401006号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という）によるほか、下記の行為許可の取扱に関する事項による。

なお、普通地域に関して、要届出行為については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	<p>1. 基本方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周囲の風致に調和した色彩を用いるとともに、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内で行う場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①屋根の形態</p> <p>屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上、10分の7.5未満であること。ただし、母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物にあっては、この限りでない。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>焦げ茶色、黒色又は暗灰色のものであること。</p> <p>銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色であること。</p> <p>③外壁の色彩</p> <p>茶系、灰色系又はベージュ系色であること。</p> <p>木材等を使用する場合は素材色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①屋根の形態</p> <p>母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p>

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
(2) 道路	<p>③その他 工事の施行により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するよう指導する。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>1. 基本方針 車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 道路の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理 道路法面の処理に当たっては、緑化を行うものであること。法面の処理に伴う緑化にあたっては、「5 その他管理計画の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。 ただし、緑化のみでは交通安全上又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当すること。 ア 擁壁工、法枠工等の緑化基礎工と併用すること。 イ モルタル吹付けを使用する場合は、風致に配慮した着色セメントの使用、又はツル性植物等により緑化を行うものであること。（ただし、公園利用施設から望見されない場合に限る。）</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネットの色彩 灰色又は焦げ茶色のこと。</p> <p>③擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ったものであること。 ただし、公園利用施設（展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場等）から望見されない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>④交通安全柵 交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）であること。ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの風致に配慮する必要のない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤付帯施設の取扱 ア 建築物の意匠、色彩は、1.の（1）に準ずるものであること。 イ 広告物等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の風致と調和し、規模を必要最小限のものとし、意匠、色彩は3.の2に準ずるものであること。</p> <p>⑥廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。ただし、公園利用施設から望見されない場合</p>

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
	<p>及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、この限りではない。</p> <p>⑦残土処理方法</p> <p>工事の施工により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、可能な限り緑化を行うよう指導する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法</p> <p>「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>1. 基本方針</p> <p>鉄塔、アンテナの新築、増築又は改築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>航空障害対策は、赤白塗色ではなく極力標識灯の設置によるよう指導する。また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○色彩</p> <p>外部の仕上げは、灰色又は焦げ茶色のものであること。</p>
(4) 電柱	<p>1. 基本方針</p> <p>電柱の新築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>電力線と電話線が並行する区間は、建て替え等の際に可能な限り共架を図るよう指導する。</p> <p>主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあっては、地下埋設化を指導する。</p>

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
	<p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>①設置場所 主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあっては、主要な展望方向に設置するものでないこと。</p> <p>②色彩 外部の仕上げは、焦げ茶色のものであること。公園利用施設から望見されない場所にあっては、素材色であること。</p>
(5)砂防・治山施設	<p>1. 基本方針 砂防・治山施設の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。 砂防・治山施設を新設する場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 ○材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあっては、この限りでない。 落石防護柵については、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。 ただし、公園利用施設から望見されない場所にあっては、この限りでない。</p>
(6)海岸保全施設、 防波堤等	<p>1. 基本方針 海岸保全施設、防波堤等の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。 自然海岸への新築は、既に災害若しくは浸食を受け、又は受けるおそれがある場合であって、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合を除き、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しく支障を及ぼすことから、極力避けるよう指導する。 なお、新築、改築又は増築する場合は、下記に留意する。 ①埋立てを伴わないこと。 ②突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ③施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 ○材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあっては、この限りでない。</p>

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
(7) 自動販売機	<p>1. 基本方針</p> <p>道路沿線の風致に著しい支障を与えることから、道路脇に単独で設置しないよう指導する。また、自動販売機の側に空き缶入の施設を設置するなど、空き缶の回収が適正に行われるよう指導する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>建築物に併設する場合は、次の要件に配慮するよう指導する。</p> <p>①設置方法</p> <p>設置場所は軒下とし、かつ、建築物壁面と同一面に収まるよう設置されたものであること。壁面と同一面に収めることができない場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されたものであること。</p> <p>②色彩</p> <p>建築物と調和のとれた色彩であること。</p>
2. 木竹の伐採	<p>1. 基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取り扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>木竹の伐採は、良好な照葉樹林又は地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息・生育地及びその周辺での伐採は極力避け、また、極力皆伐を避けるよう指導する。</p>
3. 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>1. 基本方針</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、広告物の設置に当たっては、できる限り木材等の自然素材を使用し、複数設置する場合はできる限り統合するよう指導する。また、営業用の商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立広告物）を設置しないよう指導する。関係機関と協力して、違反広告物の追放を図る。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>広告物の設置に当たっては、意匠、色彩が周辺の風致と調和するよう、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>①自然公園法施行規則第11条第20項第1号に規定する広告物等及び同条同項第3号に規定する案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの等</p> <p>ア 表示板は、白色系、焦げ茶色又は黒色系を基調とするものであること。</p> <p>イ 支柱は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、焦げ茶系又は木材等自然素材の色彩であること。</p> <p>②自然公園法施行規則第11条第20項第2号に規定する広告物等及び同条同項第3号に規定する指導標等</p> <p>ア 表示板に記載する矢印は赤色系、文字は白色系であること。</p> <p>イ 表示板は、焦げ茶系又は木材等自然素材の色彩であること。支柱は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、焦げ茶色系又は木材等自然素材の色彩であること。</p> <p>③自然公園法施行規則第11条第19項第4号及び同条同項第5号に規定する広告物等</p> <p>建築物の外壁に掲示する看板類については、上記①及び②に準ずるものであること。</p>

行為の種類	行為許可の取扱に関する事項
4. 水面(海面)の埋立て又は干拓	<p>1. 基本方針</p> <p>貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生育地内で行う場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p>

(2) 公園事業の取扱に関する事項

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領の全部改正について（平成22年4月1日付け環自国発第10040103号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の公園事業の取扱に関する事項による。

公園事業の種類	公園事業の取扱に関する事項
1. 道路（車道）	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>道路法面の処理に当たっては、緑化を行うものであること。法面の処理に伴う緑化にあたっては、「5 その他管理計画の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>ただし、緑化のみでは交通安全上又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 擁壁工、法枠工等の構造物を使用する場合は、緑化工と併用するものであること。</p> <p>イ モルタル吹付けを使用する場合は、セメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行うものであること。（ただし、公園利用施設から望見されない場合に限る。）</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネットの色彩</p> <p>灰色又は焦げ茶色のこと。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設（展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場等）から望見されない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>④交通安全柵</p> <p>交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色又は焦げ茶色であること。ガードレールを使用する場合も、灰色又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの風致に配慮する必要のない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。ただし、公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、この限りではない。</p> <p>⑥残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱に関する事項
	<p>3. その他指導の留意点</p> <p>①廃道敷及び工事跡地の整理 公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、可能な限り緑化を行うよう指導する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の風致と調和し、規模を必要最小限のものとするよう留意する。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩は、3.宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法 「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>④通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>⑤管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>
2. 道路（歩道）	<p>1. 基本方針 人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩は、3.宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景の確保に配慮する。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱に関する事項
	<p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p> <p>④四国自然歩道 整備にあたっては、標識類の意匠及び説明内容の統一を図る。また車道との共用部、横断部等には注意標識を設け、通行上の安全を図る。</p>
3. 宿 舎	<p>1. 基本方針 宿舎は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 宿舎事業として判断する基準は、次のとおりとする。</p> <p>①営業形態 宿舎事業は、通年営業を行うものであること。</p> <p>②収容力及び建物の規模 宿泊収容力が30人／日以上のものであること。建物の規模は、地上部3階建て以下とする。なお、既に3階建てを超えているものについては、建て替えのための新築又は増改築の際、既存階数を超えないものとする。</p> <p>②屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 焦げ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色であること。</p> <p>③外壁の色彩 茶系、灰色系又はベージュ系色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点 ①意匠は、奇抜なものを避け、落ちついた外観とするよう指導する。</p> <p>②屋根の形態 屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上のものでありかつ、著しい急勾配のものでないこと。ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあっては、屋根を傾斜させる等既存建築物とデザインの調和を図るよう指導する。同一敷地内の母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法 「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」修景緑化指針によるものであるよう指導する。</p> <p>④付帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）による。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱に関する事項
4 園地	<p>1. 基本方針</p> <p>展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、ピクニック等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和したデザインとする。特に展望地においては、防護柵、案内板等の標識類が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。</p> <p>ウ 展望施設（展望台、展望休憩所等）の特別な用途を除き、建築物の構造等は3.宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際はごみが飛散しないよう対策を講じること。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>
5 野営場	<p>1. 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩は、3.宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進すること。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 危険木、枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱に関する事項
6 駐車場	<p>1. 基本方針 自然とのふれあいを促進するため、安全で快適な駐車場を整備する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、利用性や管理面を考慮した場所へ適正に配置する。 イ 建築物の意匠、色彩は、3.宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 危険木、枯損木の処理を行う等安全管理の徹底を図る。 イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p>

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

(平成18年4月1日現在)

施設計画名	執 行 事 業 名	未 執 行 事 業 名
東予 集団施設地区 (今治市、西条市)	桜井海岸園地 東予園地 東予宿舎 東予国民休暇村休憩所	東予国民休暇村給水施設 東予国民休暇村駐車場 東予国民休暇村係留施設
近見山 集団施設地区 (今治市)	近見山給水施設	近見山宿舎 近見山園地
姫原 集団施設地区 (松山市)	姫原園地 姫原野営場 姫原道路(歩道) 中島大串海岸線道路(車道)	中島大串海岸休憩所
園 地	高戸山(松山市) 鹿島(松山市) 波止浜(今治市) 糸山(今治市) 笠松山(今治市) 塔ノ峰(今治市) 鷲鳥山(今治市) 龜老山(今治市) 開山頂上(今治市) 榆山(今治市) 鷺ヶ頭山(今治市) 観音崎(今治市) 法王ヶ原(上島町) 立石山(上島町) 積善山(上島町) 佐田岬(伊方町)	犬吠山頂上 小富士頂上 御手洗 経ヶ森 歌崎 泰ノ山 城ノ鼻 岡鼻 皿山頂上 ホウ崎 旗山頂上 からも 神の山頂上 アラレ高地 小島 唐子浜 宝殿山頂上 みくしま 山頂上 白井田山 三山頂上 金山 横峯頂上 絵基
宿 舎	法王ヶ原(上島町) 糸山(今治市)	越道 金山 鹿島
野営場		御手洗 ヌカバ 鴨池 道下 入日滝 佐田岬
駐車場	笠松山(今治市)	
道路(車道)	桜井海岸線(今治市・西条市) 糸山線(今治市) 近見山登山線(今治市)	経ヶ森線 孫兵衛作線 笠松山線
道路(歩道)	笠松山線(今治市) 正味名駒線(今治市) 宮浦鷺ヶ頭山線(今治市) 四国自然歩道線(今治市) 桜井海岸線(今治市)	泊犬吠線 経ヶ森登山線 大浦歌崎線 神浦泰ノ山線 野忽那周廻線 ホウ崎周廻線 港からも線 港アラレ線 糸山線 波止浜泊方線 朝倉楠河線 天角鼻線 開山線 宝殿山登山線 道下線 御串山線 鷺ヶ頭山線 観音崎線 累善山線 上弓削鯨線 立石山線 積善山線 正野佐田岬線 高部近見山線

施設計画名	執 行 事 業 名	未 執 行 事 業 名
運輸施設 (係留施設)		由良港 松山港 鹿島 小島 佐田岬

※道路(車道)及び(歩道)と(係留施設)以外の()書きは執行事業の所在地

5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項

(1) 利用者の指導に関する事項

① 自然解説に関する事項

ア 自然解説の実施と組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、地元市町、自然公園指導員、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

イ 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう、セルフガイド方式による自然解説冊子やハンディマップを関係機関等と協力して作成する。また、海外からの利用者が多い地域における冊子類には外国語の併記や外国語版の作成等に努める。

② 利用者の利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関等との連携を図り、監視体制の強化及び利用者への指導に努める。

指定地以外でのキャンプ（デイキャンプを含む）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、関係機関等と共に利用者の指導を行う。

③ 利用者の安全対策

最近は、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、利用者への安全確保を十分図るよう、必要に応じて施設の管理者及び主催者を指導する。

(2) 地域の美化修景に関する事項

① 美化清掃

ごみ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。

なお、次の点に留意してごみ処理及び清掃方法の改善を進める。

ア くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。

なお、売店や自動販売機の近くにおいては、適切な設置・回収を指導する。

また、設置した「くずかご」には蓋を取り付ける等、ごみの飛散を防ぐものとする。

イ 公園施設の管理

公園施設管理の良し悪しは、公園のイメージを大きく左右するものなので、快適な利用を維持するための清掃体制の強化を各管理者に指導する。

ウ 普及啓発

クリーンハイキング、クリーンアップ作戦等の実施を通じて、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともに、ごみ持ち帰り運動の普及を図る。

エ 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともにごみの投げ捨て防止の啓発を図る。

オ 海洋の汚染防止

釣りに伴うごみの散乱、海域へのごみの投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等と協力して対策に当たる。

② 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないよう、可能な範囲で以下の点及び「自然公園における法面緑化指針(案)」(平成20年4月環境省自然環境局)(別紙3)により、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

ア 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを緑地帯等に移植する。

イ 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。

ウ 緑化に使用する草本類

一部の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の国内産自生種を混合した種子吹き付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、外来草本類の使用も第1種特別地域や貴重な自然を有している地域を除き、やむを得ないものとする。

エ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景緑化においては、別紙5「修景緑化樹種一覧」を参考とし、できるだけ国内産自生種による緑化を行うよう指導する。

オ 道路については、特に次の事項に留意する。

(ア) 道路を新築、増築、改築する場合は、既存の樹木は可能な限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、予定地に大径木がある場合は、道路線形の変更も検討する。

(イ) 道路沿いの残地は、国内産自生種により緑化する。

(ウ) 道路の新築、増築、改築に伴い大きな法面が生じる場合は、原則として法面を数段に分けて小段を設け低木を植栽する。

(3) 各種団体との連携に関する事項

次の各種団体等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、組織強化や指導育成に努める。

①愛媛県自然保護協会

自然公園法第12条(清潔の保持)の趣旨に基づき、国、県、市町村が協力し、愛媛県内国立公園の自然環境を清潔に保持することを目的に、美化清掃活動、美化思想の普及啓発活動等を実施している。

②古国分の自然を守る会

国立公園の唐子浜を中心とした地域を活動範囲とし、白砂青松の風景を維持することを目的に、松林の育成保存、美化清掃等の保護活動を実施している。

③ウターナー島（四十島）を守る会

松山市のターナー島の管理運営及び地域のまちづくりを目的に、清掃や緑化事業、研修会等の活動を実施している。

(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項

瀬戸内海国立公園の特徴である多島海の眺望景観及び周辺景観について、その維持及び積極的な景観形成を図るため、次の事項に留意した展望地の維持管理を行う。また、修景が必要な展望地においては、積極的に展望地再生事業を実施する。なお、実施に当たっては、関係機関等との調整を図ることとする。

① 展望地の一体的な維持管理体制づくり

ア 展望地だけでなく展望地周辺の立木管理や草刈り、展望地へのアクセス道を含む総合的な維持管理方法を、展望地ごとに検討する。

イ 地元住民や市民団体等を中心とし、地域に根ざした維持管理体制を確立する。

② 施設等の整備

ア 展望施設の設置に当たっては、他の施設からの眺望に支障がないよう配慮する。

イ 転落防護柵の設置位置は、利用者の安全を確保した上で、眺望視野に入らないよう配慮する。

ウ 眺望だけでなく、音やにおい等、五感を意識した展望地づくりを行う。

エ 展望地の魅力を最大限引き出す工夫をする。

オ 複雑な地形、労働力・資金不足等の面から維持管理が困難な場所においては、維持管理をあまり要

しない施設にする等、整備段階での工夫をする。

③植栽

眺望方向への植栽は避けることとし、植栽木は、幼木時から眺望景観及び周囲景観を考慮した保育管理を行う。また、密植による上長成長を避け、場所によっては上長成長の小さい品種を選定する。

④周辺樹木の管理

眺望確保のために必要な場合には、次により周辺樹木の剪定・伐採等の管理を行う。

ア 剪定により通景が図られない箇所においては、樹木の抜き伐り等により通景の確保を検討する。

イ 皆伐は極力避け、何年かに分けて抜き伐りを繰り返し通景の確保を図る。

ウ 樹幹の中切りはしない。（生け垣の剪定は除く。）

エ 眺望方向に大径木等が優れた点景として存在している場合には、眺望景観を考慮しつつ極力残すものとする。

⑤展望地再生事業

樹木の繁茂や施設の老朽化により眺望が阻害されている展望地については、次により再生事業を実施する。

ア 地元の協力を得て樹木の剪定・伐採等を実施し、眺望の確保に努める。

イ 再生事業実施後、特に樹木の伐採後の維持管理体制を予め整える。

(5) ユニバーサルデザインの導入

公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備に当たっては、安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザインを導入するものとする。なお、既存の公園道路（車道）の付帯園地等の再整備の際に、敷地面積等の制約により、ユニバーサルデザインの導入が困難な場合は、利用状況、利用動線等の条件を考慮しつつ、代替施設の整備の可能性を検討する。

(6) その他事項

前各項目のほか、次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

①許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。

②関係法令との齟齬が生じないよう、関係機関との調整を図る。

(別紙5：関係法令一覧表参照)

用語解説

瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画書内において、各用語の意味を下記のように定める。

眺望（ちょうぼう）：特定の優れた眺望対象の展望。

眺望景観：「眺望対象」を含む景観。

囲繞（いにょう）景観：展望地そのもの及びその周囲の景観。

展望地：優れた景観（「眺望対象」）を見る位置。展望台、展望休憩所を含む

通景（つうけい）の確保：展望地から優れた景観（「眺望対象」）が見えるように積極的に手を加える行為。

上長成長（じょうちょうせいちょう）：幼木が上に成長すること。

別紙1 濑戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各事項のいずれかに該当すること。

- (1) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- (2) 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- (3) 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- (4) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ① 特別地域（その周辺を含む）
 - ② 自然海岸
- (2) 野生動植物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境及び風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。

特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物、巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び堆砂、洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等利用拠点に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

別紙2 濑戸内海国立公園（愛媛県地域）内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業取扱要領」、自然公園法施行規則第11条、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」によるほか次によって取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターべーと、水上バイク等）を係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおり。
 - (1) 次の地域においては原則として認めない。
 - ① 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
 - ② 貴重な自然的性質を有する地域のうち①に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
 - ③ ①及び②の地先並びに周辺の海域
 - (2) (1) 以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の要件に適合しない場合は、原則として認めない。
 - ① 自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
 - ② 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
 - ③ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
 - ④ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設け、その規模は最小限とすること。
 - ⑤ 野生動植物の生息、生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
 - ⑥ 海水浴場等利用拠点への影響が軽微であること。
 - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2)に掲げる要件を満たすよう指導する。

別紙3 「自然公園における法面緑化指針（案）」（H20. 4 自然環境局）

本指針（案）は、行政指導の指針として位置づけるとともに、環境省直轄事業では、原則として本指針（案）に基づいた緑化を実施することとする。

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

用語の定義

移入種（この指針に限っては、外来植物と同義）

自然分布範囲外の地域、または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類群。国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が發揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針（案）

表-1

緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適合した植物群落の形成を初期緑化目標とする。
(自然な緑の導入を基本とする。)
- 2 自然の早期回復を図るために先駆植物を積極的に活用する。
(自然回復の順序を尊重する。)
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。
(自然に近い方法で植物を導入する。)

別紙4 修景綠化樹種一覧表

瀬戸内海国立公園愛媛県地域に適する修景綠化樹種一覧表

高木一

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
アオギリ	速	中	陽	落葉	20	花(6~7)	強	強	
アカマツ	速	乾	陽	常緑	30		弱	弱	
アカメガシワ	速	中	陽	落葉	15	花(6~7)	強	強	
アキニレ	速	湿	半陽	落葉	15	花(8~9)	強	中	
アベマキ	速	中	陽	落葉	15	果(10頃茶熟)	中	-	
アラカシ	速	中	半陽	常緑	20	果(10頃茶熟)	中	強	
イスノキ	遅	中	陰	常緑	20	果(10頃茶熟)	中	中	
イヌマキ	中	湿	陽	常緑	20	果(12頃暗赤熟)	強	強	
イブキ	遅	乾	半陽	常緑	20	果(10~11)	強	強	
イロハモジ	速	湿	半陽	落葉	15	紅葉(10~11)	弱	弱	
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常緑	10	果(11頃茶熟)	強	強	
エゴノキ	速	中	陽	落葉	10	花(5~6)	強	弱	
エノキ	速	中湿	半陽	落葉	20	果(10頃黒熟)	弱	中	
カクレミノ	遅	湿	陰	常緑	10	果(10頃黒熟)	強	強	
カゴノキ	中	中	陰	常緑	20	果(8頃赤熟)	-	-	
カナクギノキ	速	乾	陽	落葉	10	果(10頃赤熟)	-	-	
カナメモチ	速	中	陰	常緑	10	新芽、若葉赤色	中	中	
カヤ	速	中	陽	常緑	20	果(11頃紫茶熟)	-	-	
クスノキ	速	中	中	常緑	30	果(12頃黒紫熟)	強	強	
クヌギ	速	乾	陽	落葉	15	果(10頃茶熟)	中	中	
クロガネモチ	遅	湿	陰	常緑	20	果(12頃赤熟)	強	強	
クロキ	中	中	陰	常緑	15	果(12頃紫黒熟)	-	-	
クロマツ	中	乾	陽	常緑	30		強	中	
ケヤキ	速	中	陽	落葉	30	果(10頃暗茶熟)	弱	中	
コナラ	速	中	半陽	落葉	15	果(10頃暗茶熟)	中	中	
ザイフリボク	速	乾	半陽	落葉	15	花(4~5)	強	中	
サカキ	速	中	陰	常緑	10		中	中	
サンゴジュ	速	中	陰	常緑	15	果(10頃赤熟)	強	強	
スマジイ	遅	湿	陰	常緑	30	果(11頃黒茶熟)	強	中	
シリブカガシ	速	中	陰	常緑	20		強	中	
センダン	速	中	陽	常緑	20	花(5~6)	強	中	
ソヨゴ	遅	中	陰	常緑	10	果(11頃赤熟)	-	-	
タブノキ	速	中	陰	常緑	20		強	中	
タラヨウ	速	中	陰	常緑	20	果(11頃赤熟)	中	中	
ツブラジイ	遅	中	陰	常緑	25	果(11頃黒熟)	中	強	
ナナミノキ	中	湿	陰	常緑	15	果(10頃赤熟)	-	-	
ネズミサシ	遅	乾	陽	常緑	10		中	弱	

高木一 2

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
ネムノキ	速	中	陽	落葉	1.5	花(6~7)	強	強	
ハゼノキ	速	中	陽	落葉	1.5	紅葉(10~11)	強	中	
ハネミイヌエンジュ	速	中	半陽	落葉	1.5	花(7~8)	-	-	
ヒメユズリハ	遅	中	半陽	常緑	1.0	果(12頃黒紫熟)	強	中	
ホルトノキ	遅	中	陰	常緑	2.0	果(11頃青黒熟)	強	中	
ミズキ	速	湿	陰	落葉	1.5	花(5~6)	中	強	
ムクノキ	速	中	半陽	落葉	2.0	果(10頃黒熟)	強	強	
モチノキ	遅	中	陰	常緑	1.5	果(11頃赤熟)	強	強	
モッコク	遅	湿	陰	常緑	1.5	果(11頃赤熟)	強	強	
マユミ	中	中	陽	落葉	1.0	果(11頃淡紅熟)	-	-	
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常緑	1.5	花(2~4)	強	強	
ヤブニッケイ	中	中	陰	常緑	1.5	果(11頃赤熟)	強	中	
ヤマザクラ	速	中	陽	落葉	2.5	花(3~4)	-	弱	
ヤマモモ	遅	乾	陰	常緑	2.0	果(6頃赤熟)	強	強	
ユズリハ	遅	湿	陰	常緑	1.5	果(12頃黒紫熟)	強	強	

低木一 1

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
アオキ	速	湿	陰	常緑	3	果(12頃赤熟)	強	強	
アカメヤナギ	速	乾	陽	落葉	5	花(4~5) 赤熟)	-	-	
アキグミ	中	中	半陽	落葉	5	果(11頃赤熟)	-	-	
アセビ	遅	乾	半陽	常緑	4	花(4~5)	-	-	
アブラチャン	速	湿	陰	落葉	7	花(3~4)	-	-	
イソノキ	中	湿	陰	落葉	3	花(6~7)	-	-	
イヌガヤ	遅	中	陰	常緑	5	果(10頃紅紫熟)	-	-	
イヌザンショウ	中	中	陽	落葉	3		-	-	
イヌツゲ	速	中	陰	常緑	5	果(11頃黒紫熟)	強	強	
イヌビワ	中	中	半陽	落葉	5	果(11頃紫黒熟)	-	-	
イボタノキ	速	中	半陽	落葉	4	果(11頃黒紫熟)	-	-	
ウツギ	速	乾	陽	落葉	2	花(5~6)	-	強	
ウメモドキ	中	中	陽	落葉	3	果(11頃赤熟)	-	-	
ウリカエデ	速	乾	陽	落葉	8	花(4~5)	-	-	
エゴノキ	中	乾	陽	落葉	8	花(5~6)	-	-	
エニシダ	速	乾	陽	落葉	2	花(5~6)	強	強	
オカメザサ	速	中	半陽	常緑	1		-	強	
オンツツジ	中	乾	陽	落葉	8	花(4~6)	-	-	
カジイチゴ	速	中	陽	落葉	2	果(6頃橙熟)	-	-	
ガマズミ	速	中	陽	落葉	5	果(10頃赤熟)	-	-	
カマツカ	中	中	半陽	落葉	7	果(12頃赤熟)	-	-	
カンコノキ	中	中	陽	落葉	5		-	-	

低木一2

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
キブシ	中	中	半陽	落葉	7	果(10頃黃熟)	-	-	
クサギ	速	湿	陽	落葉	7	花(7~9)	-	-	
クスドイグ	遅	中	陽	常緑	5	果(10~11黒熟)	強	-	
クチナシ	遅	中	陰	常緑	2	花(6~7)	-	-	
ケクロモジ	速	中	陽	落葉	3	果(9~10黒熟)	-	-	
コツクバネウツギ	中	乾	陽	落葉	2	花(5~6)	-	-	
コバノガマズミ	中	中	半陽	落葉	4	花(4~6)	-	-	
コバノミツバツツジ	中	中	陽	落葉	3	花(4)	-	-	
コマユミ	中	中	半陽	落葉	3	果(11頃紫茶熟)	-	強	
ゴンズイ	中	中	陽	落葉	7	果(9~10赤熟)	強	-	
サンショウ	遅	中	半陽	落葉	5	果(10頃赤褐熟)	-	-	
シキミ	中	湿	陰	常緑	8		-	-	
シャシャンボ	中	乾	半陽	落葉	5	果(10頃黒紫熟)	-	-	
シャリンバイ	遅	中	半陽	常緑	2	果(11頃黒紫熟)	強	強	
シュロ	遅	中	陰	常緑	10		強	中	
センリョウ	遅	湿	陰	常緑	1	果(12頃赤熟)	弱	弱	
ソヨゴ	速	中	半陽	常緑	8	果(10~11赤熟)	-	-	
タイミンタチバナ	中	中	半陽	常緑	7	果(11頃黒紫熟)	-	-	
チャノキ	中	乾	陽	常緑	8	花(10~11)	-	-	
ツクバネウツギ	中	乾	陽	落葉	2	花(5~6)	-	-	
ツルウメモドキ	速	中	半陽	落葉	3	果(10~12黄熟)	-	-	
ツルグミ	遅	中	陽	常緑	3	果(4頃赤熟)	-	-	
テリハノイバラ	速	乾湿	半陽	落葉	1	花(6~7)	強	-	
トサノミツバツツジ	遅	乾	陽	落葉	3	花(4~5)	-	-	
トベラ	中	乾湿	陰	常緑	8	花(5~6)	強	強	
ナツハゼ	中	乾	陽	落葉	3	果(8~10黒熟)	-	-	
ナワシログミ	中	中	陰	常緑	3	果(4~5赤熟)	強	強	
ナンテン	遅	中	半陽	常緑	3	果(5~6赤熟)	強	-	
ニシキギ	速	乾	半陽	落葉	3	果(10~11紫褐熟)	強	-	
ネコヤナギ	速	湿	陽	落葉	3	花(2~3)	-	-	
ネジキ	中	乾	陽	落葉	6	果(9~10茶褐熟)	-	-	
ネズミモチ	中	乾湿	陰	常緑	5	果(9~2黒紫熟)	強	強	
ノイバラ	速	中乾	陽	落葉	2	花(5~6)	-	-	
ハギ類	速	乾	陽	落葉	2	花(5~10)	弱	-	
ノリウツギ	速	乾	陽	落葉	5	花(7~8)	-	-	
バイカウツギ	速	中	陽	落葉	3	花(5~6)	-	-	
ハマゴウ	遅	乾	陽	落葉	1	花(7~8)	強	-	
ハマヒサカキ	遅	乾	半陽	常緑	5	果(11~12黒紫熟)	強	強	
ヒイラギ	遅	中	陰	常緑	8	果(6~8黒紫熟)	強	強	
マサキ	中	乾湿	陰	常緑	6	果(12~2淡紅灰熟)	強	強	

低木一3

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
ヒサカキ	遅	乾	陰	常緑	7	果(10~11黒紫熟)	強	強	
マルバウツギ	速	乾	陽	落葉	2	花(5~6)	-	-	
マンリョウ	遅	中	陰	常緑	1	果(11頃赤熟)	-	-	
ミツバウツギ	速	乾	陽	落葉	5	花(5~6)	-	-	
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落葉	3	果(10~11紫熟)	-	-	
ヤツデ	速	湿	陰	常緑	3	果(5~6黒熟)	強	強	
ヤブウツギ	速	中	半陽	落葉	2	花(5~6)	-	-	
ヤブムラサキ	中	中	陽	落葉	3	果(11~12紫熟)	-	-	
ヤマツツジ	中	中	陽	落葉	2	花(4~5)	-	強	
ヤマブキ	速	湿	半陽	落葉	2	花(4)	弱	-	

緑化樹木（ツル植物）

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	鑑賞期	潮害	大気汚染	備考
アケビ	速	中	陽	落葉	-	果(10~11紫茶色に熟)	-	-	
イタビカズラ	速	乾	陰	常緑	-	果(9~11黒紫色に熟)	強	強	
イワガラミ	中	乾	陽	落葉	-	花(6~7)	-	-	
キズタ	遅	乾	陰	常緑	-	果(2~5黒色に熟)	-	強	
スイカズラ	速	中	半陽	常緑	-	花(5~7)	強	強	
ティカカズラ	中	中	半陽	常緑	-	花(5~6)	-	-	
ビナンカズラ	速	乾	陰	常緑	-	果(10~11赤色に熟)	-	強	
フジ	速	湿	半陽	落葉	-	花(4~6)	強	強	
ミツバアケビ	速	中	陽	落葉	-	果(10頃紫色を帯び)	-	-	
ムベ	中	中	半陽	常緑	-	果(11頃暗紫色に熟)	-	-	

別紙5 関係法令一覧表

法令名	対象業務	愛媛県庁担当課
瀬戸内海環境保全特別措置法（自然海浜保全条例）	排水施設の設置許可に関する業務 自然海浜保全指定地区における行為許可に関する業務	環境政策課 自然保護課
公有水面埋立法	公有水面埋立免許の交付に関する業務	港湾海岸課（漁港区域は漁港課）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲及び鳥獣保護区特別保護地区における行為の許可に関する業務	自然保護課
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	指定された動植物の種の保存のための施策の策定及び実施に関する業務	自然保護課
文化財保護法	現状変更等の許可に関する業務	文化財保護課
建築基準法	建築物の建築・増築等の確認に関する業務	建築住宅課
屋外広告物法（屋外広告物条例）	広告物掲示等の規制に関する業務	都市計画課
都市計画法	市街化・市街化調整区域における開発行為の許可に関する業務	都市計画課
森林法	林地開発、保安林内行為等の許可に関する業務	森林整備課
海岸法	海岸保全区域内の施設設置等に関する業務	港湾海岸課
港湾法	港湾区域内の工事等の許可に関する業務	港湾海岸課
漁港法	漁港区域内の行為等の許可に関する業務	漁港課
道路法	道路の占用許可等に関する業務	道路維持課
農地法	農地の転用許可に関する業務	農政課
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更に関する業務	都市計画課

法 令 名	対 象 事 務	愛媛県庁担当課
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の許可に関する業務	都市計画課
採石法	採石業の登録及び採取計画の認可に関する業務	土木管理課
鉱業法	鉱業権設定に関する業務	産業政策課企業立地推進室
温泉法	土地掘削及び動力装置設置許可に関する業務	薬務衛生課
水道法	専用水道の水質、施設基準の確認に関する業務	環境政策課
水質汚濁防止法	排水基準の決定に関する業務	環境政策課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般、産業廃棄物の処理施設の設置許可に関する業務	廃棄物対策課
旅館業法	宿泊施設の経営の許可に関する業務	薬務衛生課
消防法	消防設備設置、危険物製造所等の設置許可に関する業務	消防防災安全課
食品衛生法	旅館、一般飲食店営業の許可に関する業務	薬務衛生課
河川法	土地の掘削等の許可に関する業務	河川課
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染の防止、廃棄物の焼却規制に関する業務	海上保安部 (水産課)

参考1 管理計画の趣旨

1 国立公園管理計画とは

(1) 国立公園管理計画とは、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものである。担当する国立公園の管理について、中国四国地方環境事務所としての具体的な方針を明文化した、いわば事務所の「公園管理マニュアル」的なもので、概ね次のような内容となっている。なお、⑤については、各種行為に対する行為等の基準ともなっている。

- ① 国立公園又は管理計画区の概況
- ② 管理の基本方針
- ③ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ④ 適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑤ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- ⑥ その他、管理計画作成の目的を達成するために必要な事項

(2) 公園計画（法定計画）で定められた保護規制や公園施設整備等の計画内容について、より具体的に記述する意味合いがある。

(3) 法定計画ではないが、自然環境局長通知に基づいて地方環境事務所長が、関係機関等の意見も参考にしつつ作成するものである。ただし、管理の基本方針及び公園事業及び許認可等の取扱いに関する事項の決定には自然環境局長の承認を要し、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、及び同条第35項の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例並びに許可申請の許可の適否の審査基準となる。

(4) 公園管理には、事務所が法的権限や予算を持って取り組むことができる部分と、そうでない部分（他機関の権限にかかるもの等他の主体に依存するもの）があるが、後者の場合は、他者との調整方針・手順等を記すことになる。

2 今回の改定の目的

(1) 平成11年3月の管理計画策定以降の社会情勢の変化、生物多様性を盛り込んだ自然公園法の改正、国立公園計画の変更等を踏まえて、所要の変更を行う。

(2) 「めざす公園の姿」を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示した上で、そのために必要な規制、整備、管理、調整等の具体的な内容を明らかにし、一般の人が読んでも「公園管理のポリシー」が理解しやすいような内容に改める。

（本来、「めざす公園の姿を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示」するのは、「公園計画」の役割だが、現行の公園計画が、法制度上、「規制のゾーニングと整備すべき施設の種類・性格」を明示するにとどまっている上、他の公益や私権との調整の結果、めざすべき方向と異なるものとなったり、目的が不明確なものとなってしまっているところもあるので、それを補う意味もある。）

(3)瀬戸内海国立公園愛媛県地域管理計画改定手順

- ①「めざす瀬戸内海国立公園の姿」（目標）を明らかにする。
- ②愛媛県地域において①を実現するために、「どこの何（保全対象）を、どのように（保全目標と管理方針）保全し、どのような利用形態・状況となるよう誘導するのか」を明らかにする。
- ③ ②を実現するために、
 - ア 必要な保全管理の具体的手法や調整の方向性
 - イ 保全のためにかける必要のある法規制の具体的な内容
 - ウ 望ましい利用形態・状況への具体的な誘導手法
 - エ 各々執行する（される）公園事業が備えるべき具体的な要件（必要な整備・管理運営の具体的な内容等）や調整の方向性等を明らかにする。

参考2 指定植物一覧表

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年3月23日 環境庁告示)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ, タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ, オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ, ヤノネシダ, オシャグジデンダ, イワオモダカ
シシラン	タキミシダ, シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ（別名：ハマナデシコ）
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ, ケスハマソウを含む。）, タカネハンショウヅル, トリガタ ハンショウヅル, シロバナハンショウヅル, オキナグサ, ヤマシャクヤク
メギ	バイカイカリソウ, イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ, サンヨウアオイ, ナンカイアオイ, ヒメカシアオイ
ヤツコソウ	ヤツコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ, モウセンゴケ, コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ, ミセバヤ, セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ, シラヒゲソウ, ウメバチソウ, ジンジソウ
バラ	イワキンバイ, テリハキンバイ, コテリハキンバイ, シロヤマブキ, バイワガサ（別名：ミツバイワガサ, タンゴイワガサ）, ウラジロイワ ガサ（別名：ミヤジマシモツケ）, イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイグキ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバナノカキノハグサを含む。）, ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ, オオイワカガミを含む。）

科名	種名
イチヤクソウ ツツジ	ウメガサソウ, ギンリョウソウモドキ (別名: アキノギンリョウソウ), ギンリョウソウ, マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ ウスギヨウラク, イワナシ, トサノミツバツツジ, サツキ (別名: サツキツツジ), レンゲツツジ (レンゲを含む。), ヒカゲツツジ, ツクシ シャクナゲ (ホンシャクナゲ, オキシャクナゲを含む。), カラムラサキ ツツジ (ゲンカイツツジを含む。), サイコクミツバツツジ, シロヤシオ (別名: ゴヨウツツジ), コバノミツバツツジ, ダイセンミツバツツジ, サラサドウダン, シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ, センブリ, イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ, サツマイナモリ, イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ, イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ, キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ, コタヌキモ, ヒメタヌキモ, ノタヌキモ, ホザキノミミカキグサ, イ ヌタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒヨウタンボク, チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ キク	サワギキョウ, キキョウ ソナレノギク, シュンジュギク (別名: シンジュギク, アサマギク), ウラギク (別名: ハマシオン), キバナノジギク, マアザミ (別名: キセルアザミ, ツクデマアザミ), コケセンボンギク, オタカラコウ, ハンカイソウ, オオニガナ, サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ, ステゴビル, シライトソウ, キキヨウラン, カタクリ, ショウジョ ウバカマ, シロバナショウジョウバカマ, ハマカンゾウ, セトウチギボウシ, ササユ リ, コオニユリ, アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガシバナ	ハマオモト (別名: ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ, ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ, ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ, オタルスゲ (別名: ヒメテキリスゲ), サギスゲ, ミカズキグサ

科名	種名
ラン	ヒナラン, イワチドリ, シラン, マメヅタラン(別名:マメラン), ムギラン, エビネ, キエビネ, ギンラン, キンラン, サイハイラン, シュンラン(別名:ホクロ), マヤラン(別名:サガミラン), セッコク, カキラン, ツチアケビ, オニノヤガラ, ミヤマウズラ, シュスラン, サギソウ, ミズトンボ, ムカゴソウ, ジガバチソウ, クモキリソウ, コクラン, ヒメフタバラン, フウラン, ヨウラクラン, ウチョウラン, コケイラン, ジンバイソウ, ツレサギソウ, ヤマサギソウ, オオバノトンボソウ, コバノトンボソウ, トキソウ, ヤマトキソウ, ベニカヤラン(別名:マツラン), カヤラン, クモラン, ヒトツボクロ

参考3 種の保存法に基づく国内希少種野生動植物種及びレッドリスト記載種（動植物）

レッドリスト記載種の抽出に当たっては、平成13年に生物多様性センターが行った自然環境保全基礎調査（種の多様性調査）調査データ（2次メッシュ）を使用した。レッドリストは、鳥類、爬虫類、両生類は環境省レッドリスト（平成18年12月22日公表）、哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類は環境省レッドリスト（平成19年8月3日公表）による。

国内希少野生動植物種

- ・オオタカ
- ・ハヤブサ

レッドリスト記載種

【鳥類】

- ・絶滅危惧II類（VU）：サシバ、ハヤブサ、ヒクイナ
- ・準絶滅危惧（NT）：オオタカ、ハイタカ、ミサゴ

【汽水・淡水魚類】

- ・絶滅危惧II類（VU）：シロウオ、メダカ南日本集団
- ・準絶滅危惧（NT）：ヤリタナゴ

【両生類】

- ・絶滅危惧II類（VU）：カスミサンショウウオ

【昆虫類】

- ・絶滅危惧I類（CR+EN）：オオキトンボ、コバネアオイトトンボ
- ・絶滅危惧II類（VU）：ナニワトンボ、ルイスハンミョウ
- ・準絶滅危惧（NT）：ウラギンスジヒョウモン、キマダラモドキ、クロツバメシジミ西日本亜種、ネアカヨシヤンマ、フタスジサナエ

【貝類】

- ・絶滅危惧IA類（CR+EN）：タキギセル、タダツブタムシオイ、ヒロクチコギセル
- ・絶滅危惧II類（VU）：イヨギセル、コゲツノブエガイ、シコクビロウドマイマイ、ヒメビロウドマイマイ、ヒメマルマメタニシ、ホソヒメギセル
- ・準絶滅危惧（NT）：ウネナシトマヤガイ、ウメムラシタラガイ、オオコウラナメクジ、オオタニシ、カサネシタラガイ、クチバガイ、ケシガイ、シコクケマイマイ、シロマイマイ、スギモトギセル、ツボミガイ、トサシリボソギセル、ナガオカモノアラガイ、ナギサノシタタリ、ヒゼンキビ、ヒメカサキビ、ヒメハリマキビ、ヒラマキガイモドキ、マシジミ、マルタニシ、ミサキギセル、モノアラガイ
- ・情報不足（DD）：キヌツヤベッコウ、ヒラベッコウガイ、ヒラマキミズマイマイ

参考4 国及び県指定の史跡名勝天然記念物（文化財保護法関連）

区分	名称	位置	指定年月日
国宝	大山寺	愛媛県今松山市大山寺町地内	昭和31年 6月28日
国指定史跡	能島城跡	愛媛県今治市宮窪町地内	昭和28年 3月31日
国指定名勝	波止浜	愛媛県今治市波止浜地内 愛媛県今治市波方町地内	昭和13年 5月30日
	大三島	愛媛県今治市大三島町地内	昭和17年 9月19日
県指定史蹟史跡	甘崎城跡	愛媛県今治市上浦町地内	昭和51年 4月16日
県指定名勝	御串山	愛媛県今治市大三島町地内	昭和43年 3月 8日
	法王ヶ原	愛媛県越智郡弓削町地内	昭和28年 2月13日
	金山出石寺	愛媛県大洲市長浜町地内	昭和26年11月27日
県指定天然記念物	湿地植物	愛媛県今治市孫兵衛作地内	昭和25年10月10日
	生樹の門（クスノキ）	愛媛県今治市大三島町地内	昭和26年11月27日
	鹿島の鹿	愛媛県松山市北条鹿島地内	昭和23年10月28日

参考5 管理計画検討会名簿

検討員	松井 宏光 (松山東雲短期大学 教授) 山田 正輝 (社団法人 愛媛県観光協会 専務理事) 森恒雄 (社団法人 今治地方国立公園協会会长、今治地方観光協会会长) 松木 平一郎 (愛媛県美術会写真部評議員 写真家)
行政機関	愛媛県 県民環境部 環境局長 愛媛県 松山地方局 総務県民部長 愛媛県 今治地方局 総務県民部長 愛媛県 西条地方局 総務県民部長 愛媛県 八幡浜地方局 総務県民部長 松山市 市長 今治市 市長 西条市 市長 八幡浜市 市長 大洲市 市長 上島町 町長 伊方町 町長
事務局	環境省 中国四国地方環境事務所 高松事務所 松山自然保護官事務所

作成経緯及び検討経緯

年月日	内 容
平成18年 3月20日	検討会の設置(管理計画基本方針の説明) 検討会(管理計画書素案の説明・討議、検討員からの意見聴取) 現地調査(検討員、関係行政機関、事務局)
平成18年 9月 5日	検討会(管理計画書素案の説明・討議、検討員からの意見聴取) 現地調査(検討員、関係行政機関、事務局)
平成18年12月26日	検討会(管理計画書素案の説明・討議、検討員からの意見聴取) 現地調査(検討員、関係行政機関、事務局)
平成19年 1月31日	検討会(管理計画書案の説明・討議)
平成21年 8月17日～ 9月16日	パブリックコメント
平成22年 6月 1日	公表